

「入って安心！RinRinそうか」 Q&A

Q1 この保険は草加市が運営しているの？

A 保険の引き受けは、AIG損害保険(株)が行っています。草加市を契約者、市民を加入者とした団体契約です。保険内容に関することは下記取扱代理店へお問合せください。

(株)ウィック保険サービス 048-720-8277

Q2 事故があったらどこへ連絡したらいいですか？

A 事故受付は24時間対応の下記コールセンターへお問合せください。

事故受付専用ダイヤル 0120-01-9016

※市役所では事故の受付はしていません。

Q3 加入者証はいつごろ届きますか？

A 保険料を支払った日から約2ヵ月から3ヵ月後に、引受保険会社のAIG損害保険(株)から直接郵送されます。届かない場合は、取扱代理店までご連絡ください。



加入者証はこちらの封筒でお届け致します。

Q4 通院保険金は受け取れますか？

A こちらの保険では、通院保険金は付帯されておりません。

詳しい保険内容は取扱代理店へ確認してください。

Q5 どんな手術が補償の対象となりますか？

A 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術が対象となります。創傷処理、皮膚切開術・整復固定術および抜歯手術等は対象外です。**補償内容の詳細は取扱代理店へ確認してください。**

Q6 市内在勤・在学者が加入する場合、市外に住む家族は加入できますか？

A 市外に住んでいる家族は市内在勤・在学でない限り、加入することができません。加入できるのは、市内在住または在勤・在学者です。

Q7 個人賠償責任補償は家族も補償対象となりますか？

A 本人用プランにセットされた補償で、家族(※)も対象になります。

※家族の範囲はパンフレット中面をご確認ください。

Q8 障がい者等の保険料の割引制度はありますか？

A 保険料の割引制度はございません。ご理解の上、ご加入をお願いします。

ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

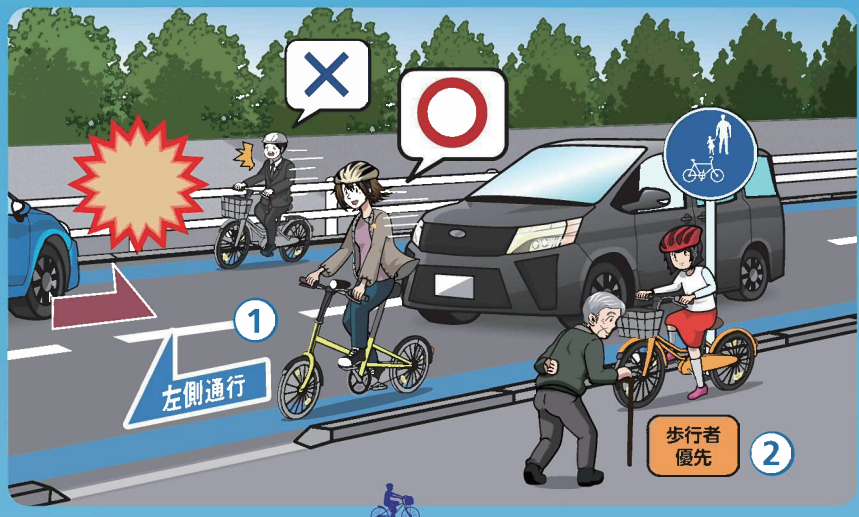
自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定



RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

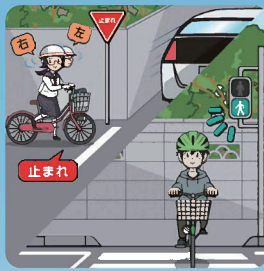
- ① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。
- ② 歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



RULE 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る
信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する
無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE 4 飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!
自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE 5 ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、
全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は各都道府県警察のウェブサイトをチェック!

安全運転

